

水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例の制定に向けて

1 経 緯

本市は、東西に約16キロメートルの海岸線を有し、明石海峡大橋や淡路島を望む眺望は、毎年市内外から多くの観光客を集めています。近年では、マリンレジャー人気の高まりを受け、海岸域の利用者も増えてきました。

この明石の海域において、先般、一部の方による水上オートバイでの危険行為があり、報道でも大きく取り上げられました。本市は、当該危険行為が人の生命、身体に危険を及ぼしかねない重大な問題であると認識し、刑事告発や海岸パトロールを行い、監視カメラの増設も予定しております。しかし、その後も報道にも取り上げられているように、全国的に水上オートバイによる危険行為は後を絶ちません。また、本市のすぐ近くにおいて、水上オートバイの乗員3名がお亡くなりになる事故も発生しました。

このような状況を受け、水上オートバイ等を安全に利用していただくための環境づくりが喫緊の課題であると考え、「水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例」の制定に向けて検討しているところです。

2 目 的

この条例は、海域等における水上オートバイ等の利用に伴う事故を防止し、もって海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とするものです。

3 概 要

(1)「遊泳者安全区域」の設置

遊泳者に海のレジャーを安全に楽しんでいただくため、「遊泳者安全区域」を設け、当該区域内は水上オートバイ等の乗り入れを禁止とします。

(2)危険行為に対する刑事告発・刑事罰

危険行為に対しては、刑事告発を含め毅然と対応します。「遊泳者安全区域」内での危険行為に対しては、県条例の動向を見据えた上で、罰則規定を設けることを視野に検討しております。

(3)関係機関との連携協力

国、県だけでなく、民間も含めた関係団体との連携協力をし、海岸域の安全な利用を促進します。

(4)啓発(海の安全月間等)

水上オートバイ等の安全利用についての利用者及び市民の理解を深めるため、啓発活動を行います。

(5)事業者と市民の努力義務

市の水上オートバイ等安全利用促進施策に協力をしていただきます。

4 今後の予定

令和 3年12月	市議会にて報告
令和 4年 1月中旬	意見公募手続(30日間)
令和 4年 2月	例規審査会
令和 4年 3月	市議会にて条例議案提出
令和 4年 4月1日	条例施行